

議案第29号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について
上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

提出者 杉並区長 田 中 良

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について
東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を別紙のとおり変更する。

（提案理由）

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定に基づき、議決を経る必要がある。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
 東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の
 一部を次のように変更する。

附則に次の1項を加える。

- 7 平成24年度分及び平成25年度分の第18条第1項第1号に規定する関係
 区市町村の負担金の額については、別表第2中

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、
 市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、
 市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント

- 4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成22年1月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約案新旧対照表

現行	改正案								
<p>附 則 (第1項から第6項まで省略)</p>	<p>附 則 (第1項から第6項まで現行に同じ。)</p> <p>7 平成24年度分及び平成25年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)</p> <table border="1" data-bbox="1169 571 1928 855"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p style="text-align: right;">↓</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)</p> <table border="1" data-bbox="1169 1310 1928 1407"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント								
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント								

び第2項の規定による繰入金並びに
保険料その他高齢者医療確保法第4
章の規定による徴収金（区、市、町及
び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求
める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成22年1月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

↓